

運転者証・事業者乗務証の変更について

令和5年8月1日(火)から、運転者証並びに事業者乗務証の様式が変更されました。

新しいデザインの運転者証及び事業者乗務証の表示は、タクシーの前面ガラスの内側に、運転者証(事業者乗務証)の表(写真貼付面)をタクシーの外部に、裏を内部に向けて利用者に見易いように表示してください。(タクシー業務適正化特別措置法施行規則第12条(第35条) 運転者証の表示)



【運転者証の表示方法】

(新旧)運転者証・事業者乗務証の表示方法 (車内に向けて表示)

	新	旧
法人タクシー 運転者証(裏) (第8号様式)		
個人タクシー 事業者乗務証(裏) (第13号様式)		

登録課 06-6933-5615

06-6933-5612

<https://www.osaka-tc.or.jp>